

令和6年度事業報告

I. 事業概要

公益財団法人核物質管理センターは、我が国の原子力の平和利用推進の要である核物質管理の中核機関として、国内保障措置制度及び核物質防護体制の確立とその維持向上に寄与してきたところである。令和6年度は、令和5年度に引き続き、関係機関の協力を得て、核物質管理に関する調査研究及び技術開発、国際協力、広報等の事業を実施するとともに、原子炉等規制法に基づく国際規制物資情報の解析その他の処理に関する指定情報処理機関及び原子力施設での保障措置検査、核燃料物質等の試料の分析等に関する指定保障措置検査等実施機関としての業務の実施を通じ、原子力の平和利用とエネルギーの安定供給の確保に貢献した。

また、核物質管理に関する技術支援組織（TSO）として、上述の両指定機関業務の実施を通じて、国及び国際原子力機関（IAEA）への技術支援を実施した。

これらの業務及び役割の実施に際しては、核物質管理に係る中核機関として、品質マネジメントシステムの実効性向上と改善により、品質保証を徹底することとし、特に、これらの業務及び役割を継続的かつ安定的に実施するため、基盤情報システム全体の安定運用を継続し、テレワーク環境の運用、情報セキュリティ関係規定類の運用見直し等厳格な情報セキュリティ対策を引き続き実践し、情報資産の保護を適切に行った。また、基盤情報システム更新に向け、状況の変化に応じて、基本構想及び要件定義の見直し並びに再検討を行い、契約手続きを開始した。

業務及び役割を取り巻く状況の変化への対応と多様な働き方を可能とする弾力的な環境整備に引き続き取り組み、業務を効果的・効率的に実践した。

業務実施上の重点事項として、保障措置検査等業務では、六ヶ所再処理施設のしゅん工に向けて状況に応じた適切な保障措置検査を実施した。福島第一原子力発電所等を含め原子力施設の状況に応じた適切な保障措置検査を実施した。また、試料の分析を実施するとともに、試料の分析のための設備・機器を整備し、適正に維持管理を実施した。さらに、国内保障措置体制の強化・信頼性向上等に資するため、大型MOX燃料加工施設の保障措置機器に関する技術の高度化調査、分析作業に関する技術及び分析技術の向上方策、計量管理技術等について調査研究を実施した。

なお、公益財団法人として、法人運営の透明性と適正性を確保するとともに、より一層の事業運営の合理化、効率化に努めた。

Ⅱ．事業内容

1．調査研究及び技術開発

保障措置に関する国内外の動向を調査・分析した。

また、原子力施設における保障措置技術開発に関する調査等を実施した。

(1) 大型再処理施設保障措置試験研究施設（開発試験棟）維持管理

原子力規制委員会からの請負業務として、開発試験棟の管理区域内設備解体に伴う放射性廃棄物の保管管理を実施した。

(2) 我が国の核燃料物質管理状況等に係る集計業務

内閣府からの請負業務として、「我が国のプルトニウム管理状況」及び「プルトニウム国際管理指針に基づきIAEAを通じて公表する我が国のプルトニウム保有量」の集計業務を実施した。

2．指導、技術者の養成及び広報

核物質管理に関する理解を促進するとともに技術者等の指導及び養成のため、保障措置に関するセミナー開催や、関係機関における教育・研修の推進に寄与した。

また、実務者のための計量管理報告書等記載要領講習会等を開催することにより、国内の計量管理の水準の維持及び向上に貢献した。

さらに、核物質管理に関連する理解促進、情報及び知識の普及のため、核物質管理に関する動向や技術情報について、ホームページによる情報発信等を行った。

3．国際協力の推進等

核物質管理に係る国内外諸機関、関係諸国（韓国原子力統制技術院：KINAC）との連絡・情報交換を通じ、核物質管理に関する国際協力等を積極的に実施し、国内外における核物質管理の推進に寄与した。

4．情報処理業務

指定情報処理機関として、国際規制物資の使用の状況に関する情報の整理及び解析の業務を行うとともに、追加議定書に基づく国際特定活動等の申告情報の整理業務を行った。

その際、品質保証を徹底し業務の高い信頼性を確保した。特に、継続的かつ安定的に業務を遂行するため、指定情報処理機関として基盤情報システム全体の安定運用を継続し、テレワーク環境の運用、情報セキュリティ関係規定類の運用見直し等厳格な情報セキュリティ対策を引き続き実践し、情報資産の保護を適切に行った。

さらに、業務への適確な対応、効率化等に資するための情報整理・解析システムの整備を進めた。

5. 保障措置検査等業務

指定保障措置検査等実施機関として、保障措置検査及び試料の分析のための設備・機器を整備し、保障措置検査、試料の分析及び記録の確認、保障措置検査に係る調査研究等の下記(1)～(4)のとおり実施した。

その際、品質保証を徹底し業務の高い信頼性を確保した。特に、継続的かつ安定的に業務を遂行するため、指定保障措置検査等実施機関として基盤情報システム全体の安定運用を継続し、テレワーク環境の運用、情報セキュリティ関係規定類の運用見直し等厳格な情報セキュリティ対策を引き続き実践し、情報資産の保護を適切に行った。

(1) 保障措置検査

国より交付された実施指示書に従い、保障措置検査対象施設において保障措置検査を実施した。六ヶ所再処理施設については、これまで整備した保障措置システムを運用し、同施設のしゅん工に向けて状況に応じた適切な保障措置検査を実施した。

また、福島第一原子力発電所等を含め原子力施設の状況に応じた適切な保障措置検査を実施した。

保障措置検査の実施を通じて、国、IAEA等への技術支援（日IAEAワーキンググループ会合参画等）を行った。

(2) 試料の分析及び記録の確認

保障措置検査において提出を受けた試料の分析を実施した。特に、分析データの品質管理の維持・向上に努めるとともに、試料の分析のための設備・機器を整備した。

分析の実施を通じて、国、IAEA等への技術支援（特に、火災等事象により六ヶ所保障措置分析所(OSL)が使用できない場合の代替措置協議等）を行った。

また、核燃料物質等の移動を監視するために取り付けた装置の記録の確認を行った。

(3) 東海保障措置分析所及び六ヶ所保障措置分析所の管理

保障措置活動の円滑な実施に留意しつつ、東海保障措置分析所及び六ヶ所保障措置分析所の分析設備・機器の適正な維持管理を行うとともに、安全を最優先にそれらの運用を行った。

特にOSLに関しては、火災事象を踏まえた日本原燃株式会社との連携強化（有事における体制整備等）に取り組んだ。

また、両分析所における原子力規制検査に対応した。

(4) 保障措置技術に係る調査研究等

我が国における保障措置に国際的な保障措置技術等の進展を適切に反映させるため、検査技術や分析技術に関する調査研究等を実施した。

特に、国内保障措置体制の強化・信頼性向上等に資するため、大型燃料加工施設の保障措置機器に関する技術の高度化調査、分析作業に関する技術及び分析技術の向上方策、計量管理技術、国内保障措置制度の在り方等について調査研究を実施した。

Ⅲ. 法人運営関係

1. 理事会（令和6年度開催分） ・主な決議事項等を記載

（1）第43回理事会 令和6年 5月16日 決議の省略

・第32回評議員会の招集の決議

（2）第44回理事会 令和6年 6月 4日開催

・令和5年度事業報告及び財務諸表等の承認

・第33回評議員会の招集の決議

・理事の職務執行状況の報告

（3）第45回理事会 令和6年 6月26日開催

・理事長及び業務執行理事の選定の決議

・常勤理事の業務分担に関する規程の改正の決議

（4）第46回理事会 令和6年 8月21日 決議の省略

・第34回評議員会の招集の決議

（5）第47回理事会 令和6年12月20日開催

・第35回評議員会の招集の決議

（6）第48回理事会 令和7年 2月26日開催

・令和7年度事業計画及び収支予算書等の承認

・評議員会の目的である事項に係る提案の決議

・令和7年度役員報酬等の決定の決議

・理事の職務執行状況の報告

2. 評議員会（令和6年度開催分） ・主な決議事項等を記載

（1）第32回評議員会 令和6年 6月 5日開催

- ・評議員選任の決議
- ・役員（理事、監事）選任の決議

（2）第33回評議員会 令和6年 6月25日開催

- ・令和5年度財務諸表等の承認
- ・令和5年度事業報告

（3）第34回評議員会 令和6年 9月20日開催

- ・評議員選任の決議

（4）第35回評議員会 令和7年 1月15日開催

- ・評議員選任の決議
- ・理事選任の決議
- ・監事選任の決議

（5）第36回評議員会 令和7年 3月18日 決議の省略

- ・役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程の改正の決議

3. 役員候補者選考委員会（令和6年度開催分）

（1）令和6年度第1回役員候補者選考委員会 令和6年5月14日開催

- ・書類選考

（2）令和6年度第2回役員候補者選考委員会 令和6年6月 3日開催

- ・面接選考
- ・役員候補者名簿決定

4. 常勤理事の業務分担

令和6年度 常勤理事の業務分担（令和6年6月26日以降）

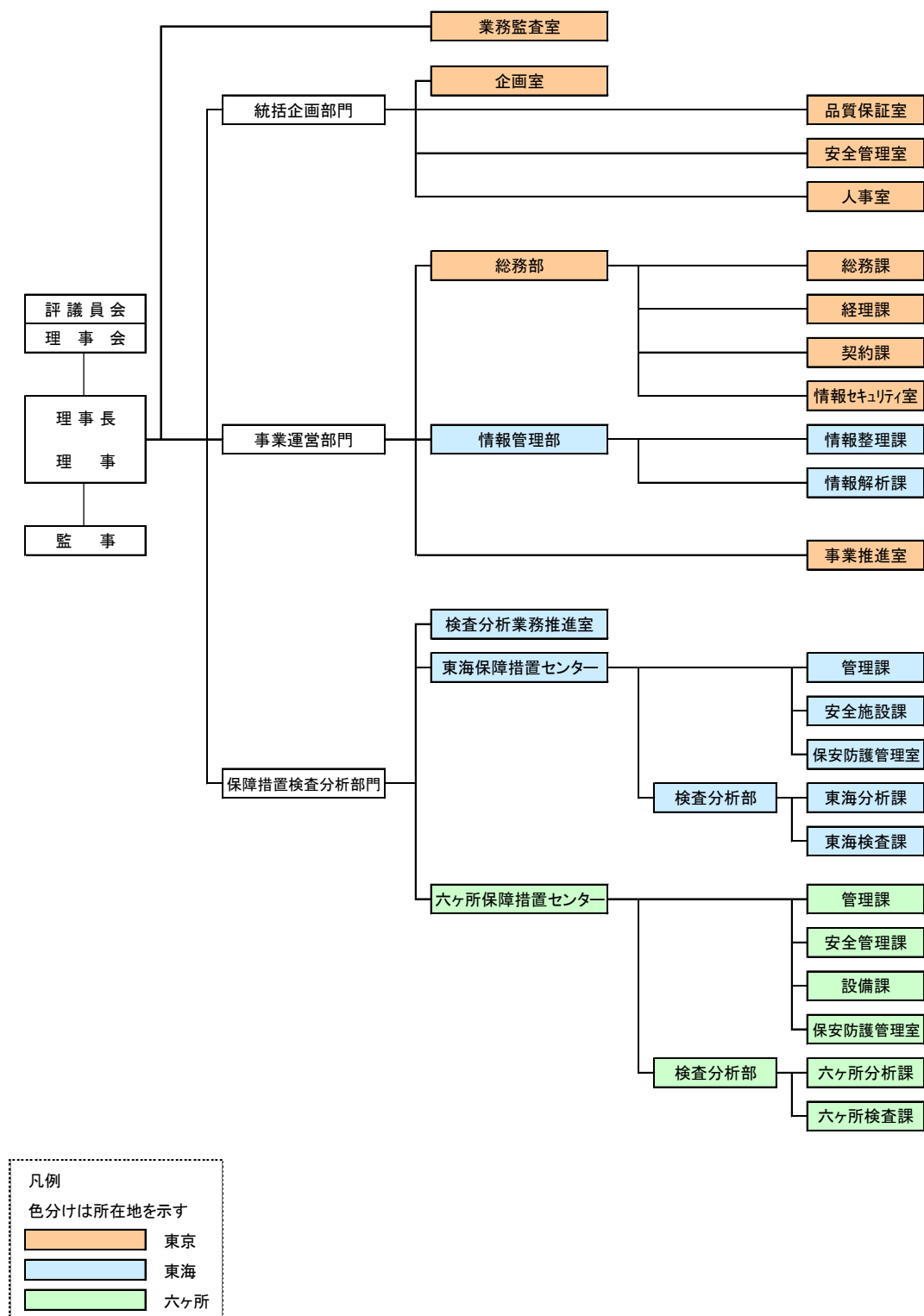
常勤理事	業務分担
坪井理事長（代表理事）	全事業の総括、全事業の計画・総合調整、安全管理の総括、人事の総括及び広報
小林理事（業務執行理事）	事業2（広報を除く）、事業4及び全事業の総務関係、理事長の事故等による不在時の職務代理（第1順位）
阪口理事（業務執行理事）	事業1、事業3、事業5、理事長の事故等による不在時の職務代理（第2順位）

事業（定款第4条）

- 事業1 核物質管理に関する調査研究及び技術開発
- 事業2 核物質管理に関する指導、技術者の養成及び広報
- 事業3 核物質管理に関する内外諸機関等との連絡協調及び核物質管理技術に関する国際協力の推進
- 事業4 核物質管理に関する情報処理業務
- 事業5 核物質管理に関する保障措置検査等業務
- 事業6 その他法人の目的を達成するために必要な事業

5. 組織の体制と職員数

公益財団法人 核物質管理センター組織図
(令和6年4月1日)



職員数 令和7年3月31日 169名

6. 法人の運営体制の充実を図る取組

原子炉等規制法に基づく指定機関として、また公益財団法人としてふさわしい法人であるべく行動規範を制定し（2022年6月初版 HPで公表）、役職員は順守している。

また、倫理規程、情報管理規程、会計規程、文書管理規程、監査規程、決裁権限規程、ハラスメント防止規程等の内部規程を制定し、各規程は適宜見直して必要な改正を行い、規律ある法人運営を行うとともに、業務品質においてはISO 9001の認証を維持し、各業務の継続的改善を図っている。

附属明細書

令和6年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」はありません。